

## 旧田儀小学校に係る利活用事業者の再公募の実施について

## 1. 概 要

令和元年度にサウンディング型市場調査を実施した旧田儀小学校について、令和2年度に公募による利活用事業者を募集・審査しましたが、優先交渉者の決定には至りませんでした。

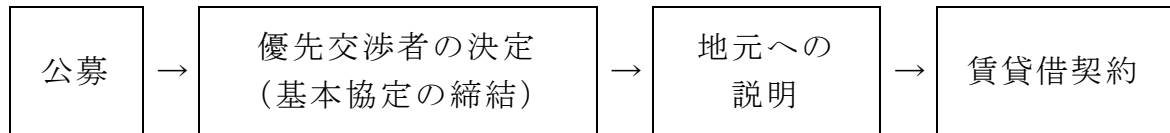
その後、地元における利用計画はなく、財産の有効活用を図るため、令和6年度に「再公募」することとします。

## 2. 利活用事業者の公募について

## (1) 公募から賃貸借契約までの流れ

旧田儀小学校の利活用について、地域の活性化等につながる事業を民間事業者から幅広く募集し、最も優れた提案を行った者を優先交渉者として、基本協定を締結します。優先交渉者は、市との間で事業内容・賃貸借の条件等について協議し、地元住民への説明を行います。

その後、賃貸借契約を締結し事業に着手します。



## (2) 公募に関する主な要件

- ① 契約形態 賃貸借契約による貸付
- ② 貸付期間 3年～5年
- ③ 事業内容 旧田儀小学校の利活用が地域活性化等につながる事業
- ④ そ の 他 施設利用に係る地域防災・地域住民利用への配慮

## (3) 全体スケジュール (予定)

- ・ 令和6年5月～6月 公募開始 (市ホームページで公表)
- ・ 令和6年7月～8月 審査会 (優先交渉者決定)
- ・ 令和6年8月～9月 基本協定の締結
- ・ 令和6年9月以降 地元説明 (貸付内容・条件等についての説明及び調整)
  - 地元説明及び調整の後、議会へ報告等
  - 契約締結